

産科医療補償制度および

分娩費用変更のお知らせ



平成 21 年 1 月より、「産科医療補償制度」が発足します。今まで、脳性まひの赤ちゃんをもつご家庭にとって、大きな負担であった看護・介護等に関わる費用は、医療訴訟という手段で賄われてきました。そのため、脳性まひの赤ちゃんを抱える原告側も、これを受ける医療側にも、医療訴訟は筆舌を尽くしがたいほどの精神的、肉体的負担となっていました。

この制度の設立理念は、医療訴訟で勝ったごく限られた者だけが報われるのではなく、分娩に関連した脳性まひの赤ちゃんと、そのご家族に対して、一定の条件を満たす場合には、その看護・介護等の費用を無条件で補償するというものです。

一方、近年の医療訴訟の増加や産科診療の激務などを背景とした、産科医の不足・分娩休止施設の増加など、産科医療の提供が十分でない地域が生じている状況を鑑み、政府は平成 20 年 7 月「社会保障の機能強化のための緊急対策～5 つの安心プラン～」において、本制度の創設と運営を示しました。そして、「厚生労働省医政局総務課長通知」により、民間の医療保険制度を活用する制度が用意されることとなりました。

お産の現場では予期せぬことが起こってしまう場合がございます。

当院では、皆さまに安心していただける医療を提供するためにも、この制度に加入いたします。妊婦の皆様には、この制度についてご理解いただきたくお願い申し上げます。

制度の概要

目的

分娩に関連して発症した重度の脳性まひの赤ちゃんとそのご家族の経済的負担を速やかに補償します。

原因分析を行い再発防止に資する情報を提供することにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ります。

基本的な考え方

妊婦の皆様が安心して産科医療を受けられるように、病院、医院や助産所といった分娩を取り扱う機関が加入する制度です。

分娩機関に過失がなくても補償金が支払われる、画期的な制度です。

重度の脳性まひの発症原因を分析し、再発防止に資する情報を提供します。

公正で中立的な第三者機関である「財団法人 日本医療機能評価機構」が運営いたします。

補償の対象

「出生体重 2,000 g 以上かつ妊娠 33 週以上」、または
「妊娠 28 週以上で所定の要件に該当した場合」で出生した赤ちゃんに、身体障害者等級 1 級または 2 級相当の重度脳性まひが発症した場合に補償の対象となります。(先天性の要因等については補償の対象外となることがあります)

平成 21 年 1 月 1 日午前 0 時以降の出産の方が対象となります。

補償の水準・掛金

分娩に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんに対して、看護・介護のために、一時金 600 万円と分割金 2,400 万円、総額 3,000 万円が補償金として支払われます。

掛金は、1 分娩につき 30,000 円で、分娩機関(当院)が保険会社に支払います。患者様には分娩費用とともに請求させていただき、当院へお支払いいただきますが、この制度が開始される平成 21 年 1 月より、国は掛金分を「出産育児一時金」の増額(現在の 35 万円から 38 万円へ)により対応しますので、患者様の負担は実質的には、変わりません。このように、この制度は国が積極的に支援する公的性格を持つ制度です。

分娩費用について

平成 21 年 1 月より下記のとおりとなります。

平成 20 年 12 月まで	平成 21 年 1 月より
400,000 円	430,000 円

上記価格は、自然分娩の場合です。

「登録証」記入のお願い

妊婦の皆様、この制度の対象者となることを示す「登録証」を交付します。必要事項の記載などについてご協力をお願い申し上げます。また交付された「登録証」は、母子健康手帳にはさみこむなどして大切に保管してください。



「産科医療補償制度」お問い合わせ窓口

財団法人 日本医療機能評価機構

電話：03 - 5800 - 2231

受付時間：午前 9：00～午後 5：00 (土日祝日除)